

## 民生委員児童委員候補者の選任について

## 習志野市民生委員児童委員候補者選任要領

**再任者**については、以下の基準に御留意ください。

### ◇民生委員児童委員

- 1) 委嘱時(平25.12.1)に75歳未満(昭和13年12月2日以後生まれ)の方
- 2) 活動実績が十分であり、さらに将来にわたって積極的な活動が期待できる方
- 3) 地区民生委員協議会の出席状況が良好(出席率が60%以上)の方

### ◇主任児童委員

- 1) 委嘱時(平25.12.1)に65歳未満(昭和23年12月2日以後生まれ)の方  
(原則は、55歳未満(昭和33年12月2日以後生まれ))
- 2) 活動に実績があり、さらに将来にわたって積極的な活動が期待できる方
- 3) 地区民生委員協議会の出席状況が良好(出席率が60%以上)の方

**新任者**については、以下の基準に御留意ください。

### ◇民生委員児童委員

- 1) 委嘱時(平25.12.1)に72歳未満(昭和16年12月2日以後生まれ)の方  
(原則は、69歳未満(昭和19年12月2日以後生まれ))
- 2) 社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に精通し積極的な活動が期待できる方

### ◇主任児童委員

- 1) 委嘱時(平25.12.1)に62歳未満(昭和26年12月2日以後生まれ)の方  
(原則は、55歳未満(昭和33年12月2日以後生まれ))
- 2) 児童福祉に関わったことがあり、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる方

**再任者・新任者共通事項**として、以下の基準にご留意ください。

### ◇民生委員児童委員・主任児童委員ともに

- 1) 担当する区域に2年以上居住している方
- 2) 会社員等の被雇用者は、推薦に関する雇用者の同意が得られている方(雇用主の同意書が必要)

### ◇注意事項

準備会での選考は、委嘱の決定ではありませんので、候補者本人への打診については特段のご配慮をお願いいたします。

### ◇提出書類等

\*「民生(児童)委員候補者内申書」

7月18日(木)までに市役所社会福祉課あてに提出して下さるようお願いいたします。  
(ご連絡いただければ受け取りに参ります。)

【問合わせ先】〒275-8601 習志野市鷺沼1丁目1番1号

習志野市役所 社会福祉課 佐々木

電話 047(453)7375

FAX 047(453)1825

### 1. 民生委員児童委員候補者選任趣旨

民生委員児童委員の選任は、民生委員児童委員としての適任者を確保することを主眼として行われるべきものであって、市の名誉職の交代とか、役員の割り振りであってはならない。また、地域福祉についての理解と熱意があり、地域の実情に精通した者で、積極的な活動が出来るものでなくてはならない。

### 2. 民生委員児童委員の適格要件

民生委員児童委員は、概ね次の要件を具備する者であること。

- 1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見共に高く、生活経験が豊富で、円満な常識をもち、情理をわきまえ、人情の機微に通じている者。
- 2) その地域に相当期間居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者。
- 3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、これを行うための知識と技術をもち、またはその素養があり、かつ、実行力のある者。
- 4) 常に児童および妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童から親しみをもたれる者。
- 5) 家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員児童委員活動に時間をさくことができ、かつ、健康である者。

### 3. 年齢及び選任にあたっての留意事項

地域社会からの信頼を得て、住民の期待に応えるためには、活発な行動力と柔軟な指導力を有する適任者の確保が要請されることから、次の点に留意すること。

- 1) 現在の民生委員児童委員を選任する場合は、実態把握と援護活動の実績及び民生委員児童委員協議会等への出席状況、関係機関等への協力状況、各種調査報告の提出状況等の活動実績が十分であること。また、年齢については75歳未満の者を選任すること。
- 2) 現在、民生委員児童委員でないものを新たに選任する場合は、社会福祉についての理解と熱意があることはもちろんのこと、地域の実情も精通した者で、積極的な実践活動が期待できるものであること。また、年齢については65歳未満の者を選任すること。